



5月はサイクルマナーアップ強化月間

昨年中、石川県内における自転車乗用中の交通事故の負傷者は293人、死者数は3人となっています。また、自転車乗用中の死傷者のうち、約7割の方に安全不確認や徐行義務違反などの違反行為が認められました。交通事故を防止するために、交通ルールを遵守し、安全に自転車を利用しましょう。

◆自転車安全利用五則◆

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライト点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子供はヘルメットを着用



※頭部を保護するために、すべての年齢層でヘルメットを着用しましょう。

こんな乗り方は危険!

法律で禁止されています!!



並進

「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走るとは禁止です。



二人乗り

ブレーキの効きが悪くなったり、バランスを崩して転倒してしまうおそれがあります。
※小学校就学の始期に達するまでの者を幼児用座席に乗せるなどの場合を除く



無灯火

夜間はライトや反射材で自分の存在を周りに知らせましょう。



周囲の音や声が聞こえない状態での運転

イヤホン等で音楽を聴きながらの運転は、後ろから近づいてくる車両等の音が聞こえない等、安全な運転に必要な音や声が聞こえなくなってしまいます。



スマートフォンなどを使いながらの運転

ハンドルやブレーキ操作などが不安定になったり、注意力が散漫になり、周囲の危険に気付くのが遅れてしまいます。



ツイッターを運用しています。フォローお願いします!【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】



- ◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に新情報を配信します。
 - ◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。(アドレス www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/)
- 〔 交通法令・制度等についてはこちら
アドレス www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/trafficsafety/trafficsafety05/ 〕

